

2019年度 北海道大学総長奨励金留学生募集要項

北海道大学は、2019年10月に本学大学院の研究科、学院及び教育部（以下「研究科等」という。）に入学を希望する外国人留学生のうち、学業成績が極めて優秀で、かつ、本学の教育研究等及び日本文化等に大きな関心を持つ私費外国人留学生の中から奨励金（奨学金）の受給者（以下「総長奨励金留学生」という。）を募集します。

1. 応募資格

- (1) 本学と大学間交流協定及び学生交流に関する覚書を締結している外国の大学等（以下「協定校」という。）に在籍する外国人又は協定校を卒業した外国人で、本学の研究科等に入学を希望する者
ただし、応募時に本学の学部又は研究科等に在籍している者や、入学時に他の奨学金を受給予定の者は、応募することができません。
- (2) 出身大学における学業成績が、上位25%以内の者（出身大学の長がその者の成績が上位25%に相当すると認めた者を含む）であること。

2. 奨励金等

- (1) 初年度約230万円（次年度以降約180万円） ※ただし正規生入学の場合（詳細については4ページの<参考>の表に支給額を記載）。
上記金額を、検定料・入学料・授業料の不徴収と毎月の奨励金により支給します。

奨励金支給の月額 100,000円

上記に加え、渡日・帰国旅費、教材費の補填用等として、本学入学月に220,000円（研究生の場合は70,000円）、入学月以降の4月及び10月に35,000円を支給します（詳細については4ページの<参考>の表に支給額を記載）。

- (2) その他
奨励金受給期間中の留学生宿舎への入寮が可能です。

3. 支給期間

奨励金の支給期間は次のとおりです。

なお、修士課程に入学した者が博士課程又は博士後期課程に進学した場合、奨励金の支給期間は延長されません。

- (1) 修士課程 2年以内
- (2) 専門職学位課程のうち、経済学院会計情報専攻及び公共政策学教育部公共政策学専攻の課程 2年以内
- (3) 専門職学位課程のうち、法学研究科法律実務専攻の課程 3年以内
- (4) 博士後期課程 3年以内
- (5) 医学院、歯学院、獣医学院、国際感染症学院及び生命科学院臨床薬学専攻の博士課程 4年以内

（注）上記(1)～(5)のいずれかに入学する前に北海道大学研究生規程に基づく研究生として入学する場合は6月を上限に追加されます。

4. 募集人数

2019年10月入学者 6名

5. 募集期間

2018年11月2日（金）～2019年1月11日（金）

6. 応募書類

(1) 北海道大学総長奨励金留学生申請書（別紙様式1）

※申請書を提出する前に必ず受入れを希望する指導教員と直接連絡をとり、研究テーマ及び計画について相談してください。

(2) 指導予定教員の内諾書（様式任意）

(3) 出身大学の学業成績証明書

※大学院を修了した者は、学部及び大学院両方の学業成績証明書を提出してください。

(4) 原籍大学又は出身大学の指導教員の推薦書（様式任意）

(5) 原籍大学長から、北海道大学総長宛の推薦状（様式任意）

7. 応募書類の提出方法

(1) 応募者は応募書類等を協定校（出身大学）に提出してください。

(2) 協定校は、応募者の中から1名を選考し、募集期間内に「8. 応募書類の提出先」へ書類を送付してください。

※ 学生からの直接の応募は受け付けません。

※ 提出された書類は返却しません。

※ 推薦した学生に異動がある場合、協定校を通じてすみやかに連絡してください。

8. 応募書類の提出先

〒060-0817

北海道札幌市北区北17条西8丁目

北海道大学 学務部 学生支援課 担当：永井

Eメール scholarship@academic.hokudai.ac.jp

9. 総長奨励金留学生候補者の選考方法

提出された書類等に基づき、以下の基準により総長奨励金留学生候補者を選考します。

(1) 専攻分野及び研究計画が適切であること。

(2) 出身大学での学業成績が極めて優秀であること。

(3) 指導教員の推薦内容が適切であること。

(4) 本学の教育研究等に大きな関心を持っていること。

選考過程において、応募者に新たな資料の提出やインタビューを求めることがあります。

10. 結果通知等

総長奨励金留学生候補者の選考結果は、決定次第協定校に文書で通知します。

11. 入学試験及び総長奨励金留学生の最終決定等

(1) 総長奨励金留学生候補者は、入学を希望する本学の大学院等の入学試験を受験し合格の上、研究科等の指定する期日までに入学手続きを完了しなければなりません。

(2) 上記の入学手続きを完了した者を総長奨励金留学生として最終決定します。

12. 総長奨励金留学生の責務

- (1) 奨励金受給のためには、毎月5日までに所属する研究科等の事務において、在籍確認を行う必要があります。
- (2) 在学中、毎学期の授業開始後2週間以内に総長奨励金留学生学業計画書（別紙様式2）を指導教員の指導の下に作成し、高等教育推進機構長へ提出してください。
- (3) 年1回、学業及び研究の進捗状況について報告してください。
- (4) 本学に在学中、学業及び研究等を妨げない範囲において、次の活動等に積極的に参加してください。
 - ア) ニュースレターの執筆分担
 - イ) 外国人来学者等の案内
 - ウ) 高等教育推進機構が開催するイベントその他高等教育推進機構長が必要と認めた事業等への参画など

13. 奨励金支給の停止または取り消し

総長奨励金留学生が次のいずれかに該当した場合、授業料等の不徴収及び奨励金の支給を取り消します。

- (1) 入学手続きを完了しないとき。
- (2) 北海道大学大学院通則（昭和29年海大達第3号。以下この項において「大学院通則」という。）第20条の規定により除籍されたとき。
- (3) 大学院通則第26条第1項に規定により懲戒されたとき。
- (4) 北海道大学の学生の懲戒手続きに関する内規（平成18年3月27日制定）第6条第3項の規定により厳重注意を受けたとき。
- (5) 大学院通則第22条第1項ただし書、同条第2項ただし書、同条第4項ただし書、第23条ただし書及び第23条の2第2項に規定する在学期間をもって修了したとき。
- (6) 奨励金留学生の修学状況等が優秀であると認められないと判断されたとき。
- (7) 研究生として入学後、奨励金支給期間内に大学院へ進学できなかったとき。
- (8) 奨励金留学生が休学したとき。
復学した際、奨励金の支給停止を解除することがありますが、解除は復学月の翌月からとし、また、上記「3. 支給期間」に定める支給期間を超えることはできません。

〈参考〉 奨励金支給額

1. 2019年10月に大学院（修士課程又は博士・博士後期課程）の正規生として入学する場合

【1年目】（年間約230万円）

【2年目（以降）】（年間約180万円）

うち、不徴収額分：847,800円

うち、不徴収額分：535,800円

奨励金部分：下記のとおり

奨励金部分：下記のとおり

支給月	支給金額
10月	320,000 円
11月	100,000 円
12月	100,000 円
1月	100,000 円
2月	100,000 円
3月	100,000 円
4月	135,000 円
5月	100,000 円
6月	100,000 円
7月	100,000 円
8月	100,000 円
9月	100,000 円

支給月	支給金額
10月	135,000 円
11月	100,000 円
12月	100,000 円
1月	100,000 円
2月	100,000 円
3月	100,000 円
4月	135,000 円
5月	100,000 円
6月	100,000 円
7月	100,000 円
8月	100,000 円
9月	100,000 円

2. 2019年10月に研究生として入学し、2020年4月から大学院（修士課程又は博士・博士後期課程）正規生として進学する場合

【1年目】（年間約224万円）

【2年目（以降）】（年間約180万円）

うち、不徴収額分：852,500円

うち、不徴収額分：535,800円

奨励金部分：下記のとおり

奨励金部分：下記のとおり

支給月	支給金額
10月	170,000 円
11月	100,000 円
12月	100,000 円
1月	100,000 円
2月	100,000 円
3月	100,000 円
4月	220,000 円
5月	100,000 円
6月	100,000 円
7月	100,000 円
8月	100,000 円
9月	100,000 円

研究生として入学

大学院へ進学

支給月	支給金額
10月	135,000 円
11月	100,000 円
12月	100,000 円
1月	100,000 円
2月	100,000 円
3月	100,000 円
4月	135,000 円
5月	100,000 円
6月	100,000 円
7月	100,000 円
8月	100,000 円
9月	100,000 円